

中央防災会議において検討された 地震動及び津波に係る公開データ利用規程

第1条 公開の目的

データの公開は、地域防災計画の策定、既設建造物の耐震化、建造物の耐震性能の向上および将来の防災技術の発展等に資することを目的とする。

第2条 データの性格

公開データは、専門調査会の検討時点における調査研究成果や知見を踏まえて作成されたものであるが、今後の調査研究の進展により逐次見直されるべきものである。

地震動データは、地震の影響を広域的に評価するために、約1km×1kmのメッシュ単位で作成したものであり、当該のメッシュ内の細かな地形、地質の変化などを詳細に反映したのではなく、詳細な地震動の検討には馴染まないものである。

津波データは、津波の影響を広域的に評価するため、沿岸域を50m×50mのメッシュ単位で想定したものであることから、これよりも小さなスケールの地形の変化を詳細に反映したのではなく、詳細な津波の検討にはなじまないものである。また、「堤防データ」は、その位置及び高さについて、関係都道府県等に対して実施した調査（照会）結果に基づいて作成したものであり、照会後の改変等は反映されていない。データはあくまでも、50m×50mメッシュで作成したものであり、より詳細な形状、構造を反映したものではない。なお、データの精度については、専門調査会資料において以下の解説が付されていることに留意する必要がある。

【参考（東南海、南海地震等に関する専門調査会資料）】

検討に当たり比較の対象とした過去の地震の震度や津波の分布は、当時の史料を基にしたものであるため、十分な精度があるとは限らない。また、シミュレーションによる想定は、地震発生のメカニズム等を背景にしたものではあっても、パラメータ等の取り方でかなり数値が異なる。

今後、各機関が具体的な防災対策等を検討するに当たっては、これらの点に留意し、ここでの検討結果にはある程度幅があることを念頭におく必要がある。

第3条 転載・引用に当たっての注意事項

利用者は、公開データを利用して他の作成資料などに転載・引用する場合には、「中央防災会議資料による」旨を明記のこと。

第4条 利用の制限

利用者は、公開データを、次の各号に該当することを除き、編集・加工し、その成果物を自由に頒布、譲渡、貸与することができる。

- 一 公開データをそのまま複製(ファイル形式を変換しての複製を含む)して、第三者に頒布、譲渡すること
- 二 関係法令への抵触、その他、他人の権利を侵害するなどの公序良俗に反する目的、手段、方法で公開データを利用すること

第5条 免責事項

公開データの利用目的および方法については、利用者の判断と責任に委ねられており、中央防災会議及び中央防災会議事務局（内閣府防災担当）は一切関与しない。事由の如何を問わず、公開データの利用により利用者又は第三者に生じた損害については、利用者がその全ての責任を負うものとする。

<提供中のデータ>

首都直下地震について

地震動データ

- (1) データセット A (約 1km×1km メッシュデータ)
 - ・ 地震基盤から工学的基盤までの地盤構造モデル
 - ・ 工学的基盤以浅の表層地盤モデル (AVS30 および震度増分)
 - ・ 計測震度、液状化指標 (PL 値) データ (計 18 地震)
- (2) データセット B
 - ・ 断層パラメータ (巨視的、微視的)
- (3) 工学的基盤 ($V_s=700\text{m/s}$ 相当層) における代表的な強震動波形
 - ※強震動波形計算を行った 10 地震
 - ・ プレート境界茨城県南部
 - ・ プレート境界多摩
 - ・ 伊勢原断層帯
 - ・ 関東平野北西縁断層帯
 - ・ 三浦半島断層群
 - ・ 神縄・国府津-松田断層帯
 - ・ 都心西部直下
 - ・ 都心東部直下
 - ・ 東京湾北部
 - ・ 立川断層帯

なお、下記の 8 地震については、経験的手法により震度分布を推計しているため、強震動波形はありません。

- ・ さいたま市直下
- ・ 羽田直下
- ・ 横浜市直下
- ・ 市原市直下
- ・ 成田直下
- ・ 千葉市直下
- ・ 川崎市直下
- ・ 立川市直下